

議員提出議案第3号

令和8年6月10日

利根町議会議長 大越 勇一様

提出者	利根町議会議員	井原 正光
賛成者	同	新井 邦弘
	同	船川 京子
	同	篠塚 敦
	同	五十嵐 辰雄
	同	山崎 敬子
	同	佐藤 眞一
	同	本谷 孝
	同	峯山 典明

事務検査に関する決議

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

事務検査に関する決議

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記

1 検査事項

ハラスメントに関する事項

2 検査方法

(1) 関係書類及び報告書の提出を求める。

(2) 検査は地方自治法第109条及び委員会条例第5条の規定により委員9人で構成するハラスメント事案調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 検査権限

本議会は、1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限をハラスメント事案調査特別委員会に委任する。

5 検査期限

ハラスメント事案調査特別委員会は1に掲げる検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。

(理由)

先般、町職員から議長あてにハラスメントに関する調査要請書が提出された。

職場の様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権にかかわる許されない行為である。

議会として調査要請書が提出されたことを重く受け止め、その実態を調査するため提案する。